ムが設定され、かつ、それが」とあるのは「保育が」と、へ(1)中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、(4)中「採用時及び一年に一回」とあるのは「一年に一回」と、(7)中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われている」とあるのは「感染予防のための対策が行われている」と、(10)中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、(22)中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面等により提示等」、(25)中「職員及び保育」とあるのは「保育」と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。

（法第七条第十項第五号の基準等）

第一条の二　法第七条第十項第五号の内閣府令で定める基準は、次に掲げる要件を満たすものであることとする。

［一～三　略］

四　次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに準じ、事業を実施すること。

イ　幼稚園又は幼保連携型認定こども園以外の認定こども園　学校教育法第二十五条第一項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項

［ロ・ハ　略］

五　［略］

2　［略］

（法第十九条第二号の内閣府令で定める事由）

第一条の五　法第十九条第二号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

［一～十　略］

（認定の申請等）

第二条　法第二十条第一項の規定により同項に規定する認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　認定を受けようとする法第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

四　法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合には、その理由

2　［略］

3　第一項の申請書（法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合の申請書に限る。）は、特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。）を経由して提出することができる。

4　第一項の申請書（法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合の申請書に限る。）は、特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）又は特定地域型保育事業者を経由して提出することができる。

5　［略］

ムが設定され、かつ、それが」とあるのは「保育が」と、へ(1)中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、(4)中「採用時及び一年に一回」とあるのは「一年に一回」と、(7)中「小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われている」とあるのは「感染予防のための対策が行われている」と、(10)中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、(19)中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面等により提示等」、(22)中「職員及び保育」とあるのは「保育」と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。

（法第七条第十項第五号の基準等）

第一条の二　法第七条第十項第五号の内閣府令で定める基準は、次に掲げる要件を満たすものであることとする。

［一～三　同上］

四　次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに準じ、事業を実施すること。

イ　幼稚園又は幼保連携型認定こども園以外の認定こども園　学校教育法第二十五条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項

［ロ・ハ　同上］

五　［同上］

2　［同上］

（法第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由）

第一条の五　法第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

［一～十　同上］

（認定の申請等）

第二条　法第二十条第一項の規定により同項に規定する認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

［一・二　同上］

三　認定を受けようとする法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

四　法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合には、その理由

2　［同上］

3　第一項の申請書（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合の申請書に限る。）は、特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。）を経由して提出することができる。

4　第一項の申請書（法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合の申請書に限る。）は、特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）又は特定地域型保育事業者を経由して提出することができる。

5　［同上］